

各公害医療機関 御中

横浜市健康福祉局健康推進課担当課長

公害診療及び調剤報酬請求における
『医療情報取得加算』等の取り扱い及び部課名変更について（通知）

1 医療情報取得加算(旧：医療情報・システム基盤整備体制充実加算)等の
取り扱いについて

令和6年5月までに送付していたものと一部同様の内容ではございますが、令和4年11月8日に示された環境省による解釈について再度ご連絡いたします。

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）に基づく療養の給付の制度においては、電子資格確認の照会先である保険者は存在せず、また、健康保険法に規定する電子資格確認と同様の情報通信の技術を利用する方法によって被認定者に係る診療情報等を提供することはできないことから、前述の電子的保健医療情報活用加算の算定基準の要件を満たさないため、電子的保健医療情報活用加算を算定することはできないこととします。
『医療情報取得加算』においては、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和4年9月5日厚生労働省告示第270号）により「電子的保健医療情報活用加算」と同様の施設要件が規定されていることから、その取り扱いについては、「電子的保健医療情報活用加算」の取扱いと同様に、公健法に基づく療養の給付の制度においては算定することはできないことといたします。

これに基づき、当市における公害診療及び調剤報酬請求において、『医療情報取得加算』『電子的保健医療情報活用加算』については引き続き算定することができません。

また、令和6年度診療報酬改定にて新設された『医療DX推進体制整備加算』につきましても同様に算定することができません。

なお、算定済の金額で請求をいただいた公害医療機関様には、返戻させていただくか、内容査定の上、該当の金額を差し引きしてお支払いいたしますので、ご注意ください。

2 部課名変更について

令和6年度より、組織・機構改革の為部課名が以下の通り変更となっておりますので、ご各種請求書類を送付いただく際には、宛先についてご注意ください。

旧) 横浜市健康福祉局 地域福祉保健部 健康推進課 (公害保健担当)



現) 横浜市健康福祉局 健康推進部 健康推進課 (公害保健担当)

※電話番号及び住所について、変更はございません。

<お問合せ先>

横浜市健康福祉局健康推進課

公害保健担当

TEL：045（671）3824